

[会社の税務 よろず相談室89]法人税その37

所得拡大促進税制について

Q:所得拡大促進税制について教えてください。

A:この制度は、個人所得の拡大を図る観点から、 青色申告法人が平成25年4月1日から平成30年 3月31日までの間に開始する各事業年度に国内 雇用者(注1)に対して給与等を支給する場合に おいて、次の「適用要件」の全てを満たすとき は、雇用者給与等支給増加額の10%相当額の税 額控除が認められる制度です。

適用要件

この制度は、次の適用要件の全てを満たす場合に適用されます。

なお、この制度は、雇用促進税制との選択適用 とされています。

- (1)雇用者給与等支給増加額(注2)÷基準雇用 者給与等支給額(注4) 増加促進割合(注5)
- (2)雇用者給与等支給額(注3) 比較雇用者給 与等支給額(注7)
- (3)平均給与等支給額(注8)>比較平均給与等 支給額(注9)

税額控除限度額

税額控除限度額(注12)=雇用者給与等支給増加額(注2)×10%

- (注1)「国内雇用者」とは、法人の使用人(役員の特殊関係者及び使用人兼務役員を除きます。)のうちその法人の国内の事業所に 勤務する雇用者としてその事業所の賃金 台帳に記載された者です。
- (注2)雇用者給与等支給増加額=雇用者給与等 支給額(注3)-基準雇用者給与等支給額 (注4)
- (注3)「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の 損金の額に算入される国内雇用者に対す る給与等の支給額です。
- (注4)「基準雇用者給与等支給額」とは、平成25 年4月1日以後に開始する各事業年度の うち最も古い事業年度の直前の事業年度 (基準事業年度)の損金の額に算入され

た国内雇用者に対する給与等の支給額で す。

(注5)「増加促進割合」とは、法人及び適用年度 の区分に応じて次のとおりです。

中小企業者等(注6)

平成27年4月1日前に開始する適用年度: 2%

平成27年4月1日~平成30年3月31日に開始する適用年度:3%

以外の法人

平成27年4月1日前に開始する適用年度: 2%

平成27年4月1日~平成28年3月31日に開始する適用年度:3%

平成28年4月1日~平成29年3月31日に開

始する適用年度: 4%

平成29年4月1日~平成30年3月31日に開始する適用年度:5%

(注6)「中小企業者等」の範囲

中小企業者等の範囲 資本金又は出資を 有しない法人

同一の大規模法人に株式総数又は出資の金額の1/2以上、あるいは2以上の大規模法人に株式総数又は出資の金額の2/3以上を所有されている場合は中小企業者等に該当しません。

常時使用する従業員が 1,000人以下の法人に限定 されます。

農業協同組合等

- (注7)「比較雇用者給与等支給額」とは、適用年 度の前事業年度の損金の額に算入された 国内雇用者に対する給与等の支給額です。
- (注8) 平均給与等支給額 = 適用年度の継続雇用 者給与等支給額(注10)÷適用年度の給与 等月別支給対象者数の合計数(注11)
- (注9)比較平均給与等支給額 = 適用年度の前事業年度の継続雇用者給与等支給額(注10)÷適用年度の前事業年度の給与等月別支給対象者数の合計数(注11)
- (注10)「継続雇用者給与等支給額」とは、その事業年度の雇用者給与等支給額のうち継続 雇用者(その事業年度及びその事業年度 の前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者)に係る金額です(雇用

保険法に規定する一般被保険者に該当す る者に支給したものに限り、高年齢者等 の雇用の安定等に関する法律に規定する 継続雇用制度の対象者に支給したものを 除きます。)。なお、継続雇用者給与等支 給額が0である場合は1円とします。

(注11)「給与等月別支給対象者数の合計数」とは、 その事業年度に含まれる各月ごとの給与 等の支給の対象となる継続雇用者(継続 雇用者給与等支給額に係るものに限りま す。)の数を合計した数です。なお、継

続雇用者給与等支給額が0である場合は 1とします。

(注12)税額控除限度額が適用年度の法人税額の 10%(中小企業者等(注6)は20%)相当 額を超えるときは、当該相当額を限度と します。なお、この制度による税額控除 には繰越税額控除はありません。

(税制委員会:赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸 グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)

開催報告

『親睦ビールパーティー』を開催しました

7月23日(木)、松本バスターミナル屋上「松本 麦酒園」を会場に恒例の親睦ビールパーティーを 開催いたしました。(担当:青年部第七委員会 吉 村和道委員長)

青年部員・本会役員さんとその関係者の方々、 合わせて106名にご参加いただき、暑さ厳しい日 が続く中、冷たいビールを片手に親睦を深めてい ただきました。パーティーではお笑いタレント 「メロディーきみえ」さん、「アンドーひであき」 さんによる爆笑パフォーマンス、恒例の抽選会も 行われ大いに盛り上がりました。大勢のご参加、 誠にありがとうございました。

青年部・女性部 部員募集中

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい

公開例会ご案内

『特殊詐欺、人ごとじゃない!』を開催します (女性向け特殊詐欺被害防止対策)

今回は部員増強を図る目的で"公開例会"とし て女性部でない方にも広くご案内して実施いたし ますので、皆様のお知り合いをお誘い合わせの上、 お気軽にご参加くださるようご案内申し上げます。

日時 8月21日(金)午後1時~2時30分 内容 『特殊詐欺、人ごとじゃない!』

(女性向け特殊詐欺被害防止対策)

講師 齊藤 美紀 氏(長野県警本部 特殊詐 欺抑止対策室)

会場 ザ・ブライトガーデン 2階(松本市高 宮東1-28)

会費 どなたも無料

本年も松本児童園に物品寄贈をしたいと存じま す。石鹸、洗濯洗剤、枕と枕カバー、タオルやタ オルケットのご提供をお願い申し上げます。(9 月末までに事務局へお願いします

エネルギーと環境の ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030代 http://www.sanrinkk.co.jp/

営業種目

- ●石油製品一般
- ●プロパンガス・卸・直売
- ●冷暖房・給排水設備設計施工

出光興産株式会社特約販売店



松本市深志2丁目2番9号 電話(代表)35-2525